

## さいたま市告示第573号

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場管理業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場管理業務

### 2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 岩槻都市振興株式会社
- (2) 所在地 さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月30日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月26日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 岩槻駅東口公共駐車場使用料

### 7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局交通政策部自転車まちづくり推進課駐車場係
- (2) 電話 048（829）1399